

塩谷町告示第 34 号

塩谷町手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 22 日

塩谷町長 見形 和久

塩谷町手数料条例の一部を改正する条例

令和6年3月22日

条例第5号

塩谷町手数料条例(平成12年塩谷町条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
種類	単位	金額	備考	種類	単位	金額	備考
戸籍の記録事項証明手数料(全部・個人・一部)	1通につき	450円		戸籍の記録事項証明手数料(全部・個人・一部)	1通につき	450円	
除籍の謄本若しくは抄本又は、除籍の記録事項証明手数料(全部・個人・一部)	1通につき	750円		除籍の謄本若しくは抄本又は、除籍の記録事項証明手数料(全部・個人・一部)	1通につき	750円	
戸籍に記載した事項に関する証明手数料	証明事項1件につき	350円		戸籍に記載した事項に関する証明手数料	証明事項1件につき	350円	
除籍に記載した事項に関する証明手数料	証明事項1件につき	450円		除籍に記載した事項に関する証明手数料	証明事項1件につき	450円	
届出若しくは申請の受理又は、届書その他の書類	1通につき	350円	ただし、上質紙	届出若しくは申請の受理又は、届書その他の書類	1通につき	350円	ただし、上質紙

の記載事項証明書の交付 手数料		を用いた婚姻、 離婚、養子縁 組、養子離縁又 は認知の届出 の受理証明書 は、1,400円と する。		の記載事項証明書の交付 手数料		を用いた婚姻、 離婚、養子縁 組、養子離縁又 は認知の届出 の受理証明書 は、1,400円と する。	
届書その他の書類の閲覧 手数料	書類1件に つき	350円		届書その他の書類の閲覧 手数料	書類1件に つき	350円	
臨時運行許可申請手数料	1両につき	750円		臨時運行許可申請手数料	1両につき	750円	
優良宅地の造成認定申請 手数料	1件につき	86,000円		優良宅地の造成認定申請 手数料	1件につき	86,000円	
優良住宅新築認定申請手 数料				優良住宅新築認定申請手 数料			
新築住宅の床面積の合計 が、100平方メートル以下 のときは	1件につき	6,200円		新築住宅の床面積の合計 が、100平方メートル以下 のときは	1件につき	6,200円	
100平方メートルを超え5 00平方メートル以下のと きは	5々	8,600円		100平方メートルを超え5 00平方メートル以下のと きは	5々	8,600円	
500平方メートルを超え 2,000平方メートル以下 のときは	々	13,000円		500平方メートルを超え 2,000平方メートル以下 のときは	々	13,000円	

2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のときは	々	35,000円		2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のときは	々	35,000円	
10,000平方メートルを超えるときは	々	43,000円		10,000平方メートルを超えるときは	々	43,000円	
狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録手数料	1頭につき	3,000円		狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録手数料	1頭につき	3,000円	
狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料	1頭につき	550円		狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料	1頭につき	550円	
狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付手数料	1頭につき	1,600円		狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付手数料	1頭につき	1,600円	
狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付手数料	1頭につき	340円		狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付手数料	1頭につき	340円	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する	1件につき	3,400円		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する	1件につき	3,400円	

法律(平成14年法律第88号)第19条の規定に基づく鳥獣飼養登録票の交付又はその更新若しくは再交付手数料				法律(平成14年法律第88号)第19条の規定に基づく鳥獣飼養登録票の交付又はその更新若しくは再交付手数料			
火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第25条第1項の規定に基づく煙火の消費の許可の申請に対する審査	1件につき	7,900円		火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第25条第1項の規定に基づく煙火の消費の許可の申請に対する審査	1件につき	7,900円	
林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第1項の規定に基づく生産事業者の登録の申請に対する審査	1件につき	6,400円		林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第1項の規定に基づく生産事業者の登録の申請に対する審査	1件につき	6,400円	
林業種苗法第13条第1項の規定に基づく生産事業者の登録証の書換え	1件につき	3,500円		林業種苗法第13条第1項の規定に基づく生産事業者の登録証の書換え	1件につき	3,500円	
林業種苗法第13条第2項の規定に基づく生産事業者の登録証の再交付	1件につき	3,000円		林業種苗法第13条第2項の規定に基づく生産事業者の登録証の再交付	1件につき	3,000円	
土地に関する証明手数料	1枚につき	200円	5筆を超える1筆につき20円を加算する。	土地に関する証明手数料	1枚につき	200円	5筆を超える1筆につき20円を加算する。

家屋に関する証明手数料	1枚につき	200円	5棟を超える1棟につき20円を加算する。	家屋に関する証明手数料	1枚につき	200円	5棟を超える1棟につき20円を加算する。
地番図等の写しの交付手数料	A3サイズ以下1枚につき	300円	2枚目以降は100円とする。 また、閲覧に併せて交付する場合は閲覧料は無料とする。	地番図等の写しの交付手数料	A3サイズ以下1枚につき	300円	2枚目以降は100円とする。 また、閲覧に併せて交付する場合は閲覧料は無料とする。
身分証明手数料	1件につき	200円	数人に関する証明を一括して申請する場合には1人につき1件とする。	身分証明手数料	1件につき	200円	数人に関する証明を一括して申請する場合には1人につき1件とする。
印鑑登録証交付手数料	1件につき	300円		印鑑登録証交付手数料	1件につき	300円	
印鑑証明手数料	1件につき	200円		印鑑証明手数料	窓口交付1件につき	200円	
認可地縁団体告示事項証明手数料	1件につき	200円		多機能端末機(町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により証明	100円		
認可地縁団体印鑑登録証明手数料	1件につき	200円					
住民票の写しの交付手数料	1件につき	200円					
住民票の写しの広域交付手数料	1件につき	200円					
地目交換証明手数料	1件につき	200円					
不在籍証明手数料	1件につき	200円					

耕作証明手数料	1件につき	200円			書等を発行		
地籍図閲覧手数料	1筆につき	300円			する機能を		
地籍図の写し作成手数料	1枚につき	500円	B4サイズ以下は300円		有するものをいう。以下同じ。)で交付するもの1件につき		
地籍簿閲覧手数料	1時間につき	500円					
筆界点成果簿閲覧手数料	1時間につき	300円					
筆界点番号図閲覧手数料	1筆につき	300円			認可地縁団体告示事項証明手数料	1件につき	200円
筆界点成果証明書	1筆につき	500円					
地積測定成果証明書	1筆につき	500円			認可地縁団体印鑑登録証明手数料	1件につき	200円
職員給与支払証明手数料	1件につき	200円					
職員在職(勤務)証明手数料	1件につき	200円			住民票の写しの交付手数料	窓口交付1件につき	200円
普通財産売払申請(国有地)に対する町長の意見書及び時効証明手数料	1件につき	200円				多機能端末機で交付するもの1件につき	100円
所得証明手数料	1枚につき	200円					
租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第72条第1項の証明手数料	1枚につき	1,300円			住民票の写しの広域交付手数料	1件につき	200円
所在証明手数料	1枚につき	200円			地目交換証明手数料	1件につき	200円
					不在籍証明手数料	1件につき	200円
					耕作証明手数料	1件につき	200円

廃車証明手数料	1枚につき	200円		地籍図閲覧手数料	1筆につき	300円	
閲覧手数料	1件につき	200円	住民票は1世帯ごとに1件とする。ただし、大量閲覧については、閲覧者1人につき1時間まで500円、1時間を超えるごとに500円を加える。	地籍図の写し作成手数料	1枚につき	500円	B4サイズ以下は300円
				地籍簿閲覧手数料	1時間につき	500円	
				筆界点成果簿閲覧手数料	1時間につき	300円	
				筆界点番号図閲覧手数料	1筆につき	300円	
図書館資料複製手数料	1枚につき	100円以内		筆界点成果証明書	1筆につき	500円	
栃木県屋外広告物条例(昭和39年栃木県条例第64号)第5条、第8条第4項から第6項まで、第9条第2項、第13条第3項又は第14条第1項の規定に基づく許可の申請に対する審査手数料				地積測定成果証明書	1筆につき	500円	
次に掲げる広告物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額				職員給与支払証明手数料	1件につき	200円	
電柱広告及びのぼり旗	1本につき	310円		職員在職(勤務)証明手数料	1件につき	200円	
立看板、置看板、広告板、広告塔、広告幕等				普通財産売払申請(国有地)に対する町長の意見書及び時効証明手数料	1件につき	200円	
次に				所得証明手数料	窓口交付1件につき	200円	
					多機能端末機で交付するもの1件につき	100円	

掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額			町県民税の課税に関する窓口交付1	200円	
面積が1平方メートル未満の場合	1箇につき	420円	証明手数料	件につき	
面積が1平方メートル以上2平方メートル未満の場合	々	630円		多機能端末機で交付するもの1件につき	100円
面積が2平方メートル以上5平方メートル未満の場合	々	1,050円	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第72条第1項の証明手数料	1枚につき	1,300円
面積が5平方メートル以上8平方メートル未満の場合	々	1,580円	所在証明手数料	1枚につき	200円
面積が8平方メートル以上10平方メートル未満の場合	々	2,100円	廃車証明手数料	1枚につき	200円
面積が10平方メートル以上15平方メートル未満の場合	々	3,160円	閲覧手数料	1件につき	200円
面積が15平方メートル以上20平方メートル未満の場合	々	4,740円			住民票は1世帯ごとに1件とする。ただし、大量閲覧については、閲覧者1人につき1時間まで500円、1時間を超えるごとに500円を加える。
			図書館資料複製手数料	1枚につき	100円以内
			栃木県屋外広告物条例(昭和39年栃木県条例第64号)第5条、第8条第4項から第6項まで、第9条第2		

面積が20平方メートル以上25平方メートル未満の場合	6,320円	項、第13条第3項又は第14条第1項の規定に基づく許可の申請に対する審査手数料		
面積が25平方メートル以上30平方メートル未満の場合	7,900円	次に掲げる広告物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		
面積が30平方メートル以上40平方メートル未満の場合	9,480円	電柱広告及びのぼり旗	1本につき	310円
面積が40平方メートル以上50平方メートル未満の場合	11,000円	立看板、置看板、広告板、広告塔、広告幕等	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
面積が50平方メートル以上60平方メートル未満の場合	12,600円	面積が1平方メートル未満の場合	1箇につき	420円
面積が60平方メートル以上の場合	12,600円に60平方メートルに5平方メートル又はその端数を加えるごとに加算する額	面積が1平方メートル以上2平方メートル未満の場合	々	630円
		面積が2平方メートル以上5平方メートル未満の場合	々	1,050円
		面積が5平方メートル以上8平方メートル未満の場合	々	1,580円

アーチ類	1箇につき	3,160円	場合		
アドバルーン 次に掲げる掲示期間の区分に応じ、それぞれ次に定める金額			面積が8平方メートル以上10平方メートル未満の場合	々	2,100円
10日以内	1箇につき	1,580円	面積が10平方メートル以上15平方メートル未満の場合	々	3,160円
11日以上	々	3,160円	面積が15平方メートル以上20平方メートル未満の場合	々	4,740円
ネオンサイン、イルミネーション等の特殊装置のもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額			面積が20平方メートル以上25平方メートル未満の場合	々	6,320円
面積が1平方メートル未満の場合	1箇につき	420円	面積が25平方メートル以上30平方メートル未満の場合	々	7,900円
面積が1平方メートル以上2平方メートル未満の場合	々	630円	面積が30平方メートル以上40平方メートル未満の場合	々	9,480円
面積が2平方メートル以上5平方メートル未満の場合	々	1,260円	面積が40平方メートル以上50平方メートル未満の場合	々	11,000円
面積が5平方メートル以上10平方メートル未満の場合	々	2,100円	面積が50平方メートル以上	々	12,600円

面積が10平方メートル以上15平方メートル未満の場合	3,790円	上60平方メートル未満の場合		
面積が15平方メートル以上20平方メートル未満の場合	6,320円	面積が60平方メートル以上の場合	12,600円に60平方メートルに5平方メートル又はその端数を加えるごとに加算する額	1,580円
面積が20平方メートル以上25平方メートル未満の場合	7,900円	アーチ類	1箇につき	3,160円
面積が25平方メートル以上30平方メートル未満の場合	9,480円	アドバルーン	次に掲げる掲示期間の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
面積が30平方メートル以上40平方メートル未満の場合	11,000円	10日以内	1箇につき	1,580円
面積が40平方メートル以上50平方メートル未満の場合	12,600円	11日以上	々	3,160円
面積が50平方メートル以上60平方メートル未満の場合	15,800円	ネオンサイン、イルミネーション等の特殊装置のもの	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
面積が60平方メートル以上の場合	15,800円	面積が1平方メートル未	1箇につき	420円

	トルに5平方メートル又はその端数を加えるごとに加算する額		満の場合		
はり紙	100枚又はその端数ごとに	310円	面積が1平方メートル以上2平方メートル未満の場合	々	630円
はり札	10枚又はその端数ごとに	520円	面積が2平方メートル以上5平方メートル未満の場合	々	1,260円
その他諸証明	1件につき	200円	面積が5平方メートル以上10平方メートル未満の場合	々	2,100円
			面積が10平方メートル以上15平方メートル未満の場合	々	3,790円
			面積が15平方メートル以上20平方メートル未満の場合	々	6,320円
			面積が20平方メートル以上25平方メートル未満の場合	々	7,900円
			面積が25平方メートル以上30平方メートル未満の場合	々	9,480円
			面積が30平方メートル以上	々	11,000円

上40平方メートル未満の場合			
面積が40平方メートル以上50平方メートル未満の場合		12,600円	
面積が50平方メートル以上60平方メートル未満の場合		15,800円	
面積が60平方メートル以上の場合	15,800円に60平方メートルに5平方メートル又はその端数を加えるごとに加算する額	1,580円	
はり紙	100枚又はその端数ごとに	310円	
はり札	10枚又はその端数ごとに	520円	
その他諸証明	1件につき	200円	

附 則

この条例は、令和6年5月1日から施行する。